



石 建 都 第 47 号

令 和 3 年 5 月 14 日

通知者 沖縄防衛局長 田中利則 様

石垣市長 中 山 義 隆



### 行為通知の協議終了について（通知）

石垣市平得大俣1273番地20 ほか20筆 における行為通知（受理日：令和3年4月13日  
／受付日：令和3年4月14日）について、下記の意見を付して協議の終了を通知します。

#### 記

当該計画の実施にあたっては、引き続き既存樹木の保全、移植を検討するなど、景観法の趣旨に沿うよう良好な景観形成に努めること。

## 令和3年度第1回石垣市景観形成審議会 発言記録

日 時	令和3年4月23日(金) 13:30~16:00
場 所	石垣市役所2階 第1会議室
出席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>学識経験者 仲山 久紀  " 石垣 博孝  " 池田 孝之</p> <p>関係団体 米盛 博明 (八重山建設産業団体連合会)  " 黒島 一博 (石垣市観光交流協会)  " 遠藤 義夫 (沖縄県造園建設業協会  <span style="display: block; text-align: right;">八重山支部)</span></p> <p>" 新城 浩健 (石垣市自主防災会連絡協議会)  " 川平 孝子 (石垣市婦人連合会)</p> <p>関係機関 山本以智人 (環境省沖縄奄美自然環境事務所  <span style="display: block; text-align: right;">石垣自然保護官事務所)</span></p> <p>公募市民 崎原 秀樹  " 西川 立子</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>建設部長 知念 永一郎  都市建設課長 宮良 直好  課長補佐 新良 卓也  田盛 拓也  喜舎場広和  白保 陽輔</p>
欠席者	<p><b>【委員】</b></p> <p>関係機関 仲宗根 功士 (八重山土木事務所)</p>

発信者	会次第項目 1. 開会、2. 概要説明
事務局	<p>本日はお忙しい中、石垣市景観形成審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>開会の前に、委員の更新についてご報告いたします。</p> <p>石垣市婦人連合会の役員改正に伴い、黒石高子委員から、川平孝子様を後任の委員として委嘱いたしました。</p> <p>また、沖縄県八重山土木事務所の人事異動に伴い、呉屋則行委員から、仲宗根功士様を後任の委員として委嘱いたしましたが、本日は欠席の旨、連絡を受けております。</p> <p>したがいまして、本日は、審議会委員定数 12 名中 11 名の委員にご出席いただいておりますので、石垣市風景づくり条例施行規則第 16 条第 2 項の規定に基づき、審議会の成立をご報告いたします。</p> <p>これより先の開会と進行を会長よりお願いいたします。</p>
会長	<p>これより令和 3 年度第 1 回石垣市景観形成審議会を開会いたします。</p> <p>早速ではございますが、概要説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>～ 概要説明 ～</p>
会長	<p>ありがとうございました。資料につきましても目を通していただき、後ほど意見等をお願いいたします。</p> <p>それでは、出発いたしますので、移動をお願いいたします。</p>
	会次第項目 3. 現地視察
	<p>石垣市役所 ～ 平得大俣 ～ 石垣市役所</p>

発信者	会次第項目 4. 説明・質疑応答
会長	皆様お疲れ様でした。 これより、事業者から今回の計画に係る説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
事業者（防衛局）	今回の行為通知書の概要について説明させていただきます。  ～ 説明 ～  概要の説明としては、以上となります。
会長	ありがとうございました。 それでは質疑に入りたいと思いますので、質問等ございましたらお願いいたします。
委員	樹木の伐採の量はどれぐらいですか。
事業者（防衛局）	樹高が約9mのサキシマスオウノキが約284本、樹高が約1～2mのクワズイモが約853本、樹高が約2～13mのスタジイが約16486本、樹高が約2～13mのアマミアラカシが約8812本、樹高が約2～6mのクロツグが約7106本となっております。
委員	これまで伐採した樹木は処分場等で処理していると思いますが、その <sup>トン</sup> 数などの容量は分かれますか。
事業者（防衛局）	前回工事の資料を確認すれば分かると思うのですが、手元に資料がないのでお答えができません。
委員	造園業界では、剪定した木などを資源として有効利用することを検討しています。処理代もトン当たり3万円ぐらいと高いはずですので、有効利用ができるのではないかと思い、質問した次第です。
事務局（防衛局）	伐採木の有効利用につきましては検討したいと思います。

委員	先ほど、処理業者に伐採木の処理方法について聞いたところ、自然木のため、チップ状にしたものを農家が引取り、牛小屋の敷き藁的な使い方や畑の腐葉土的な使い方としてリサイクルして活用しているということです。
会長	そのあたりも検討してください。
事務局（防衛局）	はい。
委員	グラウンド側の造成の程度が図面上で分かりづらいです。現地でも確認できなかったもので。
事務局（防衛局）	9ページの図面がグラウンドを横方向に切った断面図となります。この断面図で見ると、切土の高さは3mほどになるかと思います。また、14ページの図面がこのグラウンドを縦方向に切った断面図となります。 高いところで地山補強土が5mとその上の法面が約1.3mということで、合わせて約6m強の切土がある、ということになります。
委員	図面上の薄い線が現況地盤ということで、14ページではそれから切土して平らにし、9ページでは現況地盤の右側が下がっているの、下がっているところを一部盛土するという。それで、14ページでは切った部分の高さが約6m程度ある、ということですね。数字の上では6mというのは大きいのですが、その部分ということでよろしいでしょうか。
事業者（防衛局）	はい。
委員	それからもう一点、この場所がグラウンドになるということですが、芝生ですか？
事業者（防衛局）	はい。芝生の予定です。
委員	前回もお伝えしましたが、外来種が入らないように注意をお願いいたします。

事業者（防衛局）	<p>また、数本～10本程度移植予定とある樹木の種類は分かりますか。</p> <p>先ほど伐採木の代表的なものを説明したところですが、これらの樹木のうち、樹高が3m～5m程度の移植可能な樹木を選定し、移植する計画としております。</p>
委員	<p>他のガジュマルやリュウキュウマツを植える予定の箇所にも既存の樹種を移植することで緑化することは可能ですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>現在、一次造成をしているところであり、これから樹木の伐採を行う予定です。二次造成が済んでいない状況で、伐採した樹木をそこに移植したとしても、二次造成の段階で再度植え直すことになり、二回移植することは難しいという判断になりました。</p> <p>そのため、二次造成でも手を加えないビオトープの周辺であれば移植は可能であるため、伐採木の中から移植可能な樹木を選定し、移植する計画としております。</p>
委員	<p>可能な範囲でご検討いただいているということであり、ガジュマルやイヌマキについては、他の場所から持ってくるものの、活用できるものは最大限活用するということですね。</p>
事業者（防衛局）	<p>はい。</p>
委員	<p>工作物の概要について、築造面積の届出部分が7,033㎡、届出以外の部分が10,926㎡とありますが、その違いは何ですか。</p>
事業者（防衛局）	<p>擁壁部分に関しては一部提出済みであり、今回提出する部分が7,033㎡であり、これまでに提出している部分が届出以外の部分ということになります。</p>
委員	<p>前回提出と今回提出の違いですね。</p>
事業者（防衛局）	<p>はい。</p>
委員	<p>樹木の伐採の概要のところ、伐採率が99.9%というところの説明が欲しいです。99.9%という数値は、行為面積82,256.2㎡の99.9%</p>

	を伐採するということですか。
事業者（防衛局）	面積ではなく、本数で計上しております。 先ほど代表的な伐採木を説明いたしましたが、そのうち、数本から10本程度を移植するということで、全体の伐採本数から差し引いて、99.9%という数字となっております。
委員	いずれにしろ、約83,000㎡をほぼ伐採するということですね。 関連して、他の図面の中で「樹木移植位置」としておおよその場所は分かるのですが、その面積や範囲が実際にその場所となるのでしょうか。
事業者（防衛局）	ビオトープの周辺に移植するという計画にはなっておりますので、この付近ということにはなりますが、面積では算定しておりません。
委員	おおよそ面積がどれくらいで、範囲がどれくらいか、というところは知りたいところです。伐採面積は示されているものの、移植面積が示されていないので、実際の範囲はどれくらいなのでしょう。
委員	地図上だと10本以上植えられそうに見えます。
事業者（防衛局）	検討します。
会長	検討のほどお願いします。 他に質問はよろしいですか。無ければ終了したいと思います。 事業者の皆様ありがとうございました。退室をお願いします。

発信者	会次第項目 5. 意見聴取
会長	<p>それでは、本件につきまして、皆様のご意見を賜りたいと思います。何かご意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>冒頭で事務局から説明のあった風景計画の基準のことについて、基準を越えている箇所が3点あるとの説明でした。</p> <p>まず、自己業務用という用途のうち、切土又は盛土の高さについて、造成面積が約19haということで1ha以上の規模の造成に適用される1m以下の基準のところ、最大で6.4mの高さとなっているということでした。</p> <p>それから、擁壁の高さについては2m以下、法面の勾配については35度以下となっているところ、それぞれ2.6mと約39度となっているということで、問題はこの3点に絞られております。</p> <p>全体としては、緑化も努力しており、現状のものを可能な限り保全し、ある程度切土盛土も地形に合わせた形で計画していることから、いろいろと配慮していると思うのですが、問題は数値を超えているということはどう捉えるか、ということかと思えます。</p> <p>擁壁の基準が2mのところを2.6mとしたり、35度以下のところを39度としたり、別に少しだから良いということではありませんが、擁壁に壁面緑化をすとか、法面にも緑化を施すことで、ただのコンクリート擁壁ではなく、かなり努力をしているという意味では、2.6mや勾配が約39度というのは、ある程度容認できるかなと思えます。</p> <p>問題は、切土又は盛土を行う場合の法面の高さについて造成面積が約19haあることから、造成面積が1ha以上に適用される1m以下という基準に対して、6.4mとかなり大幅に超過していることについて、どう解釈するか、ということになります。</p> <p>規定上問題があると思えます。1ha以上ということは無限であり、100haでも同じ基準なのか、というところで基準自体があやふやなところがあると思えます。通常の民間事業であればこのような莫大な敷地では無いと思えますので、大規模な事業を想定していなかったと思えます。いずれにしろ、1ha以上という数値から上の規定が無く、一律に1mという制限そのものが厳しいといえますか、想定外になってしまっていると思えます。</p> <p>そのような中、6.4mと基準を越えていることに関して、一律に適</p>

	<p>切では無いとするのか、それとも大規模の事業を想定していなかったのか、その場合どのように考えたら良いのか、というところを確認したうえで、この場所が、その考え方にある程度適合しているのでやむを得ないとするのか、皆様のお考えも聞きながらになるかと思えます。</p> <p>先ほど事業者に質問すればよかったです、グラウンドのところの切土は、6mではなく、2mや3mの計画は出来なかったのか、切った土はどこに持っていくのか、などの質問が足りなかったんですけど、少し気になりました。</p>
会長	そのあたりは事務局から確認してください。
事務局	<p>はい。</p> <p>一点だけ訂正させてください。</p> <p>擁壁の高さを2.6mと仰っておりましたが、正しくは最大で11.6mとなります。</p>
委員	確かに高いですが、壁面緑化などいろいろと努力していることは分かります。
会長	<p>それでは、事務局から事業者に伝えて下さい。</p> <p>他にご意見はございますでしょうか。</p> <p>特になければ次に移りたいと思います。</p>
委員	この案件について、承認などの結論を出さなくても良いのですか。
会長	結論ということではなく、事業者に伝えることとなります。
委員	意見聴取ということで、審議会からこういう意見があったということ、事業者に伝えることで、調整が可能ならば検討していただく、ということですね。
事務局	はい。
委員	わかりました。

会長	<p>それでは次に緑豊かな風景づくり指針についてとなります。</p> <p>冒頭に事務局からも説明があったかと思いますが、その件につきまして、ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>～ 省略 ～</p>
会長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>無ければこれまでとしたいと思います。</p>
発信者	<p>会次第項目</p> <p>6. 閉会</p>
会長	<p>最後に、事務局より連絡事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>～ 連絡事項 ～</p>
会長	<p>これにて閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

～ 以上 ～